

平成 29 年 9 月 6 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月6日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 7 号 平成28年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第12 議 案 第 41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議 案 第 42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議 案 第 43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議 案 第 44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 請 願 第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第17 発 議 第 45号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主幹	大久保美保
--------	------	----	-------

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンの実施中でありますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、抗議文送付の報告をさせていただきます。

9月3日、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が核実験を強行したことを受け、国際社会の平和への願いを顧みない行為に対して、9月4日、遺憾の意を示し、町長と連名にて、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に抗議文を送付しましたので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、片山陽市議員、4番、小嶋完作議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

また、傍聴の皆様方には、傍聴をありがとうございます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、平成29年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も各地区単位の町内5会場にて、8月27日から11月26日までの予定で各地区自主防災会、地元区役員、町議会議員の皆様方の御協力のもと、町民の皆様の大勢の参加をいただき訓練を実施してまいります。

既に8月27日には、師崎地区におきまして、南知多町師崎避難所（旧ビラ・マリーヌ南知多）にて避難所運営訓練、9月3日には、豊浜地区におきまして、豊浜中学校にて初期消火訓練やAED取り扱いなどの応急救護訓練を実施いたしました。なお、9月3日までの訓練の参加者総数は406名となっております。

次に、南知多町・下諏訪町友好交流事業につきまして御報告申し上げます。

平成25年度から数えて5回目となります小学生による友好交流事業は、8月8日から9日に長野県下諏訪町の小学生40人を日間賀島にお迎えし、本町の小学生と海水浴やイルカ触れ合い体験などの交流を通して両町のきずなを深めました。

最後に、尾州廻船内海船船主内田佐七家でございますが、去る7月31日の官報号外第166号にて、重要文化財指定の告示がされました。よって、この日をもち、国の重要文

化財に指定されましたので、ここに御報告申し上げます。

告示によりまして、内田家は、知多半島で初めて国の重要文化財に指定された近代和風建築物となります。今後重要文化財にふさわしい展示や文化活動を行うことにより、さらにたくさんの方々にお越しいただき、内田家の歴史的・文化的な価値と魅力が磨かれていくよう努めてまいります。

なお、来る10月9日の午後には、内田佐七家におきまして重要文化財記念式典を開催させていただきたいと考えております。後日、御案内させていただきますので、議員の皆様には、ぜひ御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定についてをはじめ11議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第7号の平成28年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、平成28年度南知多町の各会計の決算認定であります。一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入が136億556万1,372円、歳出は129億8,164万2,992円、歳入歳出差引額は6億2,391万8,380円であります。また、水道事業会計の収益的支出額は税込みで7億7,390万9,167円、資本的支出額は税込みで5億19万6,760円であります。住民福祉の維持向上を目指して各種施策を実施したものでございます。

議案第41号は、平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ321万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を71億3,098万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、民生費5,000円及び教育費321万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、繰入金321万5,000円及び諸収入4,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第42号は、平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であり

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ762万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を35億5,762万9,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして諸支出金762万9,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金762万9,000円を追加するものであります。

議案第43号は、平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億6,590万8,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして後期高齢者医療広域連合納付金77万9,000円及び諸支出金122万9,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金200万8,000円を追加するものであります。

議案第44号は、平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,938万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を19億9,338万5,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして基金積立金4,388万2,000円及び諸支出金8,550万3,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、支払基金交付金491万5,000円、繰入金5,000円及び繰越金1億2,446万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 平成28年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第7号 平成28年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、報告第7号 平成28年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

下段の表をごらんください。

まず健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたものでありまして、4つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと外部監査のほか、財政健全化計画の作成が義務づけられております。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比率としてパーセントで表示をされております。

健全化判断比率における、まず実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示しております。

次の実質公債費比率は3.2%、将来負担比率は13.6%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えておりません。

また、その下の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられております。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものでございます。

漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しております。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成28年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

日本一住みやすいまちづくりのため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業に積極的に取り組みました。

その結果、平成28年度の歳入決算額は78億3,879万4,000円で、前年度に比較いたしまして3億1,151万3,000円、3.8%の減額に、また歳出決算額は74億4,035万7,000円で、前年度に比較いたしまして1億8,084万4,000円、2.4%の減額となり、実質収支額は3億9,843万7,000円となりました。

以上で提出案件の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それでは質疑をさせていただきます。

決算書及び決算説明書のほうのページ数でお願いいたします。

1. 65ページの筆耕料2万4,000円の増の理由は何か。
2. 67ページ、特別旅費が21万4,070円増の要因は何か。
3. 67ページ、平和首長会議負担金とは何か。
4. 71ページ、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料の1,094万2,291円増の要因は何か。また、昨年度の実績はどうか。

5. 73ページの公用車は何か。
6. 75ページ、PCB安定器搬入荷姿登録準備委託料とは何か。
7. 77ページ、公共施設等総合管理計画策定業務委託料とは何か。
8. 77ページ、旧片名保育所耐震診断業務委託料に48万6,000円が使われていますが、耐震診断結果並びに今後の計画はどのように考えていますか。
9. 79ページ、ふるさとづくり姉妹町村等宿泊助成事業補助金の12万8,000円増の要因は何か。
10. 83ページ、パソコンソフトはどのようなものか。
11. 83ページ、郵便料6万3,232円は何か。
12. 85ページ、公用車とは何か。
13. 85ページ、臨時職員賃金が91万1,565円増の理由と人数は。
14. 89ページ、修繕料27万7,384円は何か。
15. 89ページ、印刷製本費5万220円は何か。
16. 95ページ、軽自動車情報提供委託料の19万682円増の理由は何か。
17. 99ページ、印刷製本費21万8,840円は何か。
18. 101ページ、選挙事務用機器とは何か。
19. 149ページ、自動車借上料28万7,970円は何か。
20. 149ページ、郵便料30万9,418円増の要因は何か。
21. 153ページ、6次産業推進補助金の101万2,435円増の理由は何か。
22. 153ページ、県土地改良事業団体連合会本会負担金18万7,045円増の要因は何か。
23. 155ページ、県森林協会負担金52万3,000円増の理由は何か。
24. 157ページ、漁業無線局整備事業費補助金450万円増の理由は何か。
25. 163ページ、広域消費生活センター負担金とは何か。
26. 165ページ、離島観光ごみ収集運搬業務委託料の24万2,768円増の要因は何か。
27. 171ページ、樹木伐採手数料の79万5,960円増の理由は何か。
28. 173ページ、公有財産購入費54万9,037円はどこで、使用目的は何か。
29. 177ページ、樹木伐採手数料の55万7,798円増の理由は何か。
30. 181ページ、公用車は何か。
31. 185ページ、修繕料の57万7,741円増の理由は何か。
32. 187ページ、郵便料60万7,527円は何か。

以上、32項目、町当局の明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

榎戸議員からの御質問に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

それでは、まず総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問の番号1番、決算書の65ページ、総務一般管理費、12役務費、筆耕料2万4,000円の増の理由は何かについてお答えをいたします。

筆耕につきましては、町政功労者の表彰状、挨拶運動ポスターの入賞者の賞状や選挙の当選証書の筆耕などをお願いしておりますが、平成28年度につきましては、町制55周年特別表彰による賞状の分が56枚増加となっているため決算額が増加いたしました。

次に、質問番号の2番、決算書67ページ、職員研修費の特別旅費が21万4,070円の増の要因は何かにつきましてお答えをいたします。

主な要因は、平成28年度に長期の派遣を行いました全国地域リーダー養成塾へ職員1名を派遣しておりますが、その旅費と宿泊料の増加分が51万2,490円であります。平成27年度に実施しましたこちらも長期派遣ですが、自治大学校の第2部課程、これは24万3,840円となりますが、これを28年度は実施しておりませんので、その差し引き額が26万8,000円ほどになりますが、これが主な増加の要因でございます。

次に、質問番号3番、決算書の67ページ、総務一般管理費の19負担金、補助及び交付金の平和首長会議負担金とは何かにつきましてお答えをいたします。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させることなどによりまして、世界恒久平和の実現に寄与するということを目的としております組織であります。

本町もその目的に賛同し、被爆70周年という節目の平成27年に加盟をいたしました。この活動の活発化と連帯意識の強化を図るために納付いたしましたのが平和首長国会議のメンバーシップ納付金ということで、こちらの平和首長会議の負担金となっております。

次に、質問の番号5番の決算書73ページ、財産一般管理費、18備品購入費の公用車は何かにつきましてお答えをいたします。

こちらにつきましては、老朽化いたしました普通自動車、こちらは平成9年10月の登

録で走行距離が約17万キロほどあるんですが、その車を廃車しまして軽のバンを1台購入した経費であります。

次に、質問番号6番、決算書75ページ、庁舎等維持管理費の13委託料のP C B安定器搬入荷姿登録準備委託料とは何かにつきましてお答えをいたします。

昔の蛍光灯などの安定器に含まれていますP C Bと言われます有害物質につきまして、県の廃棄処理できる施設が北九州にありますP C Bの廃棄物処理施設に限定をされております。この廃棄処理につきまして、平成29年度から開始されております。この処理施設に搬入するために役場に保管されております安定器を有害なものとなし無害なものに分別しまして、有害なものはドラム缶に詰める作業の委託をいたしました。また、この指定処理施設の搬入につきまして、あらかじめ荷姿の登録の必要があるために、その登録についても委託したものでございます。

次に、質問番号の12番、決算書85ページ、サービスセンター一般管理費、18備品購入費の公用車とは何かにつきましてお答えをいたします。

こちらにつきましては、日間賀島サービスセンターで文書配達などで使用いたしております原動機付自転車の老朽化に伴いまして、原動機付自転車を1台更新したものであります。

次に、質問番号13番、決算書85ページ、サービスセンター一般管理費、7賃金の臨時職員賃金が91万1,565円増の理由と人数は、につきましてお答えをいたします。

こちらの増加によりにつきまして、主な理由といたしましては、平成27年度につきましては、師崎サービスセンターの用務員さんが、これは御本人の都合なんですけど、短時間勤務の時間給での雇用でありましたが、平成28年度よりフルタイムの月給での雇用に変わりましたので、その分の賃金が増額となっております。また、臨時職員の時間給単価が28年10月から820円から845円に、それから用務員の月額賃金、こちら13万2,500円から13万6,000円に増加したためであります。

それから雇用者の人数につきましては、内海サービスセンターと師崎サービスセンターが、それぞれ事務員が3人、それから用務員が1人、篠島サービスセンターと日間賀島サービスセンター、こちらにつきましては、それぞれ事務員が2人、それから用務員が1人ということで、合計で事務員が10人、用務員を4人を雇用しております。

次に質問番号15、決算書の89ページ、自治功労者表彰関係費の11需用費、印刷製本費5万220円は何かにつきましてお答えをいたします。

こちらは町制55周年に伴いまして、例年の町政功労者の表彰に加えまして、特別表彰と感謝状の贈呈をいたしました。こちらの印刷製本費につきましては、その町政功労者の表彰30枚、それから特別表彰の50枚、感謝状60枚の賞状の印刷製本費であります。

次に、質問の番号17番、決算書の99ページ、参議院議員選挙費の11需用費の印刷製本費21万8,840円は何かにつきましてお答えをいたします。

こちらにつきましては、選挙の入場券の印刷代、これは9,000枚で15万5,520円と、比例代表者氏名の掲示票の印刷代、こちらが4,320円、それからポスター掲示板の番号札、見出し紙、選挙区氏名掲示の印刷代、これは5万9,000円ではありますが、その合計額であります。

最後に、質問番号18番、決算書101ページ、参議院議員選挙費、18備品購入費の選挙事務用機器とは何かにつきましてお答えをいたします。

こちらにつきましては、自書式の投票用紙を候補者ごとに分類する自書式投票用紙読み取り分類機という機械でございますが、これを平成26年度に購入しております。この読み取り機に増設しまして、さらに8人分の分類ができる増設ユニットを1台購入しております。こちらが86万4,000円あります。これともう一つ、古くなりました投票箱につきまして、13個分ありますが、これが29万9,052円あります。こちらを購入しております。以上であります。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

続きまして、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

質問番号4番、決算書71ページでございます。

御質問、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料の1,094万2,291円の増の要因は何か、また昨年度の実績はどうかについてお答えいたします。

このふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料の中身につきましては、ふるさと納税をしていただいた方に対する返礼品（お礼の品）と、その送付に係る費用及び関連事務を代行していただく業者への事務手数料でございます。

平成28年度のふるさと納税の実績につきましては、前年比で2,300万円ほど増加いたしました。このように寄附額が伸びたことに伴いまして、それに対する返礼品（お礼の品）及び事務手数料等の費用もふえたとい

うこととございます。

続きまして、質問番号8、決算書77ページ、御質問、旧片名保育所の耐震診断業務委託料に48万6,000円が使われているが、耐震診断の結果並びに今後の計画はどのように考えているかについてお答えいたします。

旧片名保育所につきましては、昭和51年建築の木造平家建ての建物でございます、現在は用途廃止をし普通財産となっております。平成27年度に片名区から借用したいという申し出があったため、貸し付けに適する建物かどうかの判断として耐震診断を実施いたしました。その結果、上部構造評点が0.2となり倒壊する可能性が高いという診断結果が出たものでございます。耐震補強をするということも検討いたしましたが、概算工事費で1,800万円ほど必要となり、費用対効果という点及び安全管理という点からも、現時点では、解体という方向で公共施設等総合管理計画上の位置づけをしておるところでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

続きまして、榎戸議員からの御質問に対しまして、企画課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号7番、決算書77ページ、8目企画費、13節委託料の中の公共施設等総合管理計画策定業務委託料とは何かについて答弁させていただきます。

総務省の要請を受け、本町が保有する全ての庁舎、学校等の公共施設、公共建築物及び道路、橋梁、港湾などのインフラについての的確な実態把握を行い、人口動態や財政状況から見た現状と課題を分析し、将来における総合的かつ計画的な維持管理に関する基本的な方針を取りまとめた公共施設等総合管理計画を策定するため、指名競争入札により、株式会社カナエジオマックスと業務委託契約を結んだものでございます。

続きまして、質問番号9番、決算書79ページ、8目企画費の19節負担金、補助及び交付金の中のふるさとづくり姉妹町村等宿泊助成事業補助金の12万8,000円増の要因は何かについて答弁させていただきます。

友好交流町である長野県下諏訪町、岐阜県八百津町の宿泊施設を利用した町民を対象に1人につき2,000円を補助しております。平成28年8月に小学生による友好交流事業として、本町の児童38名が下諏訪町で宿泊をしております。また、下諏訪町にて7年ご

とに開催される御柱祭があったため、下諏訪町での宿泊者数が前年度の9名から73名にふえたものでございます。

続きまして、質問番号10番、決算書83ページ、9目、電算一般管理費、18節備品購入費のパソコンソフトとはどのようなものかについてお答えさせていただきます。

本ソフトは職員のスケジュール管理、電子メール、回覧等を行うグループウェアソフトのバージョンアップライセンスになります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

続きまして、防災安全課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号11番、決算書83ページ、10目交通安全対策費、12節役務費の郵便料6万3,232円は何かについてでございます。

これは75歳から79歳の高齢者に対し、交通事故防止を啓発するため、小学校児童のメッセージをはがきに記入し送付したものであります。

続きまして、質問番号30番、決算書181ページ、2目非常備消防費、18節備品購入費、公用車は何かについてでございます。

これは、篠島・日間賀島分遣所開設に伴い、中古の商用軽自動車2台を購入したものであります。

続きまして、質問番号31番、決算書185ページ、4目災害対策費、11節需用費、修繕料の57万7,741円増の要因は何かについてでございます。

増の主な要因としましては、日間賀防災センターの水圧低下を解消するために、加圧ポンプを設置したことによるものであります。

続きまして、質問番号32番、決算書187ページ、4目災害対策費、12節役務費、郵便料60万7,527円は何かについてでございます。

これは平成27年度に作成した災害避難カード、防災カルテを各戸へ郵送した郵送料でございます。

以上で防災安全課所管分を終わります。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

続きまして、地域振興課所管分について答弁させていただきます。

質問番号14番、決算書89ページ、14目公共交通対策事業費、修繕料27万7,384円は何かについて御説明申し上げます。

この修繕料27万7,384円につきましては、南知多町役場前バス停留所施設の屋根風よけの破損、支柱等のさび、これらを修繕した費用でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（石黒廣輝君）

続きまして、榎戸議員からの御質問に対しまして、税務課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号16番、決算書95ページ、2目賦課徴収費中、諸税賦課事務費の13節、軽自動車情報提供委託料の19万682円の増の理由は何かについてお答えいたします。

理由といたしまして、平成28年度の軽自動車税の税制改正に伴い、課税のための必要なデータ取得のための経費で、具体的には、重価税率適用のための初めての年の検査年月や、グリーン化特例のための排ガス性能や燃費性能データを新規に取得するための増加分でございます。

以上でございます。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号19番、決算書149ページ、自動車借上料28万7,970円は何かについてお答えします。

この自動車借上料は、3年に1回行っております農業委員会の視察研修に使いましたバスの借り上げ料でございます。

続きまして、質問番号20番、決算書149ページ、郵便料30万9,418円増の要因は何かについてお答えいたします。

この増の要因は、農業委員会が保有しております農地台帳のデータを更新するために、

3年に1回、全ての農地所有者に対して行います農地全戸調査3,599件の調査を実施したためでございます。

続きまして、質問番号21番、決算書153ページ、6次産業推進補助金の101万2,435円増の理由は何かについてお答えします。

これは補助対象者であります国の6次産業化計画の認定事業者が、前年度の3事業者より2事業者ふえまして5事業者になり、皆さんが事業の推進や販路の拡大に補助金を利用していただいたことが主な理由でございます。

続きまして、質問番号23番、決算書155ページ、県森林協会負担金52万3,000円増の理由は何かについてお答えいたします。

この負担金は、各市町の1万円の会費と、前々年度の市町村ごとに行いました県の治山工事等の事業費をもとに算出されました負担金を合計して決められております。

本町におきましては、平成26年度の治山工事費が約1億7,600万円でありまして、前年であります平成25年度より約6,000万円増加し、工事費の負担金額が増加したことが理由でございます。

続きまして、質問番号24、決算書157ページ、漁業無線局整備事業費補助金450万円の増の理由は何かについてお答えいたします。

これは、平成27年度は海岸局の整備に伴います実施設計業務委託を補助金283万3,000円で行いました。これに対しまして、平成28年度は海岸局の整備工事といたしまして、システム及び無線の送受信機更新工事を補助金733万3,000円で行い、450万円増加したものでございます。

続きまして、質問番号25番、決算書163ページ、広域消費生活センター負担金とは何かについてお答えいたします。

この負担金は、従来は各市町で行ってございました消費生活相談を、平成28年4月より半田のクラシティに半田市をはじめといたしました1市5町で、広域として知多半田消費生活センターを開設いたしました。そこでは消費生活に関する相談や情報の提供を行っております。この負担金は、その運営に要する経費に対する負担金でございます。

続きまして、質問番号26番、決算書165ページ、離島観光ごみ収集運搬業務委託料の24万2,768円増の要因は何かについてお答えいたします。

この委託料は、両島の海水浴場の漂着ごみを運搬しているものでございまして、28年度は漂着ごみの量が多く、運搬回数が前年度より4回増加したためでございます。以上

でございます。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

最後に、建設課所管分について答弁させていただきます。

まず質問番号22、決算書153ページ、農業土木一般管理費内、県土地改良事業団体連合会本会負担金において、前年度より18万7,045円増の要因は何かという御質問に対しお答えします。

負担金につきましては、市町村が一律で払う一般賦課金分と、前年度の事業量から算出する特別賦課金分の合計額から算出されます。

28年度負担金が増額しているのは、27年度に緊急農地等防災事業において、山海高座池の本体工事を実施したことにより特別賦課金分がふえたことが大きな要因です。

続きまして、質問番号27、決算書171ページ、土木施設維持管理費内、樹木伐採手数料において、前年度より79万5,960円増の理由は何かという御質問に対しお答えします。

樹木伐採手数料がふえた理由は、同施設に支障を及ぼす樹木伐採件数が、27年度の8カ所に対し、28年度は12カ所にふえたことによるものです。

続きまして、質問番号28、決算書173ページ、道路橋りょう一般管理事業費内、公有財産購入費において用地費54万9,037円はどこで、使用目的は何かという御質問に対しお答えします。

県が施行する一般県道奥田内福寺南知多線において、事業区間に町道1504号線が影響を受けるため、そのつけかえのための道路用地として山林409.73平方メートルを買収したものです。

続きまして、質問番号29、決算書177ページ、公園維持管理費内、樹木伐採手数料において、前年度より55万7,798円増の理由は何かという御質問に対しお答えします。

樹木伐採手数料がふえた理由は、大井聖崎公園の崖崩れによる倒木伐採費用と、師崎神戸浦公園内で公園樹木の根が隣地の浄化槽の排水管に入り込んだため除根処理等を行ったことにより、通常の枝払いなどの伐採に比べ費用がかかったことによるものです。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

8番の保育所跡の跡地利用を考えていただきたいと思います。

それから4番のふるさと南知多応援寄附金、今年度どのぐらいあるのかなという予想はできておりますか。

あともう一つ、28番、1坪幾らでしょうか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

御質問のふるさと納税の今年度29年度の見込みはどうかということでございますが、年度途中ということで、概算ということでしか申し上げられないんですが、昨年度よりもさらに大幅に、前年同月の比較でもかなり伸びておまして、今のところの予測では、これは確かな数字じゃないんですが、7,000万ほどは希望的な数字も含めまして寄附をいただきたいなというふうに考えています。

その辺につきましては、昨年からインターネットを介しての寄附が最も多い「ふるさとチョイス」というポータルサイトの運業者と新たに契約いたしまして、最新の情報、あるいはお勧めの記事等を掲載しまして、ネット上でより多くの方に目にとまったというようなことで給付額が伸びておるのかなと。こちらといたしましても、返礼品、お礼の品を28年度は120品目ほどにふやしておりますので、それも一つのふえる要因かなあというふうに思いますので、今年度はさらに寄附がふえるんじゃないかなあというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

質問番号28、公有財産購入費、用地費54万9,037円における1坪当たりの単価ですが、約4,420円になります。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

赤ちゃんからお年寄りまで暮らしやすい南知多町をつくるために全力を尽くす決意で
ございます。よろしくお願いいたします。

※

_____、_____、_____、_____、_____

_____。_____、_____、_____

_____。

○議長（藤井満久君）

発言の途中ですが、内田議員に申し上げます。

持論につきましては、最小限にして……。

○5番（内田 保君）

はい、わかりました。_____※

_____。

○議長（藤井満久君）

内田議員、議題外になりますので。

○5番（内田 保君）

はい、わかりました。

続きまして、本題のほうの質疑に入ります。よろしくお願いいたします。

まず第1点、15ページの公債費についてお聞きします。

縁故債についてですが、これについては、町長からの情報開示資料に基づいて質問し
ます。

平成20年5月27日に農協から借りた豊浜小北校舎の改築事業費が1億4,500万円、こ
れは28年度末で残り1億545万5,000円です。当時の利率は1.850%という高金利です。
平成44年までの償還となっております。また、知多信でも同じ20年度に借りた豊浜小南
校舎の1,420万は、28年度末で1,030万4,000円であります。金利は1.957%と、これも高
金利で平成44年までの償還となっております。

※ 取り消し発言あり

現在は普通金利0.01%の時代です。26年度から29年度に農協に借りた別事案は0.3から0.7%台が4件あり、10年以前に借りた縁故債は1%から1.5%が6件、1.5%から2%が7件もあります。全体で17件の縁故債があります。まだ9億139万3,000円の償還残高があります。1%以上高い縁故債は13件もございます。利息が「0.」となる安い借りかえを積極的に取り組み、少しでも負債を減少させる工夫が必要ではありませんか。とりわけ、豊浜小北校舎の1.850、豊浜小南校舎の1.975は、すぐに借りかえることが必要ではありませんか。

2点目、師崎港駐車場事業基金について、404ページです。

基金条例の縛りは承知しております。条例改正で師崎港駐車場の本年度の事業基金の3億5,534万5,000円を一般会計へ繰り入れ、これで観光振興等への施策も考えられるのではないですか。よろしくお願ひします。

3番目、町長の交際費について4点お聞きします。町のホームページにこれは公開されております。

1. 28年度町長交際費の中で、各区の区長の新旧交代式において、3,600円から3,900円程度の祝儀が出されております。しかし、篠島区のみ6,450円と高額支出になっていきます。差別化した理由は何ですか。

2. また40人の区長に自治振興費として557万2,000円、約1人当たり13万9,300円の報償費が払われております。新旧交代式の祝儀はこれからは縮小してもよいと考えますが、いかがですか。

2月20日に県会議員のお見舞いとして1万円が出されております。表書きは石黒町長ですか。町職員でない方への必要なものだったのでしょうか。見舞いは、本来、親睦会等から支出するもので、町長本人による言葉による見舞いだけで十分ではなかったのではないのでしょうか。

28年度の南知多町内にある施設の大地の丘夏祭りに町長は参加していると思いますが、美浜町は1万円の賛助費を払っております。南知多町はどうでしたでしょうか。

4. 南知多町の例規集の紙媒体についてお聞きします。65ページです。

例規集はデータベース化で大変便利になりました。しかし、ホームページだけでは使いにくいので、各課、議員の必要部数は武豊町、美浜町方式でファイリング形式の紙媒体もつくる必要があるではありませんか。

5. 財政調整基金について、404ページ。

今後、約16億円の財政調整基金はどのように生かす計画を考えておりますか。阿久比町は小・中学校でエアコン設置です。約1億があれば、子供の普通教室にエアコン設置ができます。

6. 都市計画事業基金について、404ページです。

約9億2,000万の都市計画税の有効活用はできませんか。例えば山海小学校跡地への図書館、博物館等の計画はできないでしょうか。

7. 委託入札、物品入札の以下の4点の妥当性について問います。P145、173、65、225です。

委託入札で、平成28年8月31日に橋梁点検調査業務委託が入札されました。予定価格562万6,800円が落札額324万、落札率57.58%です。名邦テクノが落札しました。9者です。

そしてもう一点、物品入札では、平成28年3月30日に町マイクロバス運転業務委託が予定価格63万5,040円が落札額36万2,880円で落札率57.14%です。3者の電子入札でてるみやが落札しました。

3月30日、学校給食配送業務委託は予定価格で713万4,480円、落札額が410万4,000円で落札率57.52%です。これも三波荘が落札しました。

また、28年8月31日、ダイオキシン類等測定業務委託が入札予定価格98万640円が、落札額41万9,040円で落札率42.73%、7者の電子入札で静環検査センター名古屋支店が落札しております。

この4点について、町の予定価格の43%から58%の落札率です。町の立てた予定価格が妥当だったのか。落札価格は適当な労働者最低賃金保障等を考慮したものであったのか、その根拠を問います。また、町として最低制限価格の設定が必要ではないですか。

そして、この資料とあわせて、これは現在のここの決算書と合わせてみますとかなり数字が違います。例えば28年8月31日のダイオキシン類測定業務委託、入札は41万9,040円であります。決算書はこれが49万4,640円になっております。なぜでしょうか。

また、同じく8月31日の橋梁点検調査業務委託324万でテクノが落札していますが、決算書173ページでは、787万7,701円ととてつもなくふえております。なぜでしょうか。

そして町マイクロバス運転業務委託、28年3月30日の入札は、先ほど言ったように「てるみや」さんが36万2,880円で落札しておりますが、決算書の65ページには、100万2,780円となっております。この理由は何ですか。

8番、一般会計歳入の不納欠損額と収入未済額についてお聞きします。

これは懇談会のおきにもお聞きしました。まだお聞きしていない町民税、そして都市計画税の不納欠損額及びその何件、何人に当たるのか。また、収入未済額は回収できるのでしょうか。これについてお答えください。

9. 49ページの中学校図書費購入基金利子というのがあるのを初めて知りました、私も。基金の4万円の利子は中学校図書費として有効に使われているのですか、お聞かせください。

10. 告訴手続業務弁護士委託料についてお聞きします。65ページです。

弁護士顧問委託料は、南知多町は64万8,000円払っております。さらに27年で32万7,510円、28年で21万9,360円を告訴のための手続委託料を同じ弁護士に支出しております。この手続委託料は顧問弁護士料として、本当にその中に含まれていなかったのでしょうか。

11番、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会の負担金についてお聞きします。77ページです。

リニア中央新幹線の県促進同盟会の負担金を3,000円支出しております。リニア工事は大変難工事の活断層、大量の残土、地下水、大井川の水がれ、原発1基分の電力消費などさまざまな未解決の問題があります。負担金をやめるべきではありませんか。

12番、空港を核とした知多地域振興協議会の負担金について、79ページです。

大村知事は、空港にIR法によるカジノを中心とした国際展示場計画を打ち上げています。空港にギャンブル依存症を生み出すカジノ計画は要りません。今後、それにつながる可能性の高い負担金5万円は直ちにやめるべきではありませんか。

13. 知多地方税滞納整理機構負担金について、93ページです。

負担金が25万円支出されております。滞納整理機構は、町民に対して強制的な差し押さえ等が主な仕事になっております。私もついて行ってわかります。払いたくても払えないと困っている町民に冷たい集金屋になっていないでしょうか。南知多町は機構から脱退し、南知多町役場での町民に寄り添った対応での適正な収納業務こそ重視すべきではないでしょうか。

14. 産業医報酬・産業医面接指導報償についてお聞きします。67ページです。

この報酬額で、産業医が労働安全衛生法、南知多町職員安全衛生管理規程に基づく適正な活動をされていたのかお聞きします。特に毎月行くとされている産業医による役場

巡視の回数、毎月の安全衛生委員会の出席の回数、100時間以上の労働者へ対応した面接者はどれだけですか。そして、産業医が面接指導の前提であるタイムカードなどによる客観的な記録での役場労働者の労働時間の適正な把握は、町長はしていましたか。

15番、これが最後です。都市計画審議会へ参加した議員の報償費についてお聞きします。

審議会の委員としての議員の人数と1人当たりの報償額はどれだけだったですか。議員、委員の総額として幾らの報償額を出したのでしょうか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時50分までといたします。

〔 休憩 10時35分 〕

〔 再開 10時50分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

内田議員さんからの御質問に対しまして、所管課ごとに順番に答弁させていただきます。

まず、検査財政課所管分につきまして答弁させていただきます。

質問番号1番、決算書15ページだと思われませんが、公債費、縁故債について、借りかえ等を積極的にやってはどうかという御質問だと思われま。

公債費のうち縁故債につきましては、さきにお渡しした資料のとおり、平成28年度末現在、愛知知多農協14件、知多信用金庫3件の17件、残高9億139万3,000円となっております。このうち29年度、30年度で償還が終了するものが4件ございます。また、26年度、27年度に、既に借り入れ10年後に利率を見直ししたものが2件ございます。それから29年度、30年度で利率を見直しするものが7件ございまして、先ほど利率が高いという御指摘の豊浜小学校北校舎改築事業、28年度末の残高が1億545万5,000円、それから豊浜小学校南校舎耐震補強事業、この残高1,030万4,000円ということで、この御指摘の2件につきましても、10年後に利率の見直しをするという条件で借り入れを行っているものでございます。

見直しによりまして、今の低金利が続けばでございますが、かなり低い利率で、また見直し後、借りられるのかなということで、これは契約上の話でございます。残りの縁故債につきましては、25年度以降の借り入れで1%以下の利率となっております。借りがえ、あるいは繰り上げ償還につきましては、町債を借り入れる際に愛知県と協議するという条件になっておりますので、手数料も考慮し、公債費の削減効果ははっきりしているものであるならば検討したいというふうに考えております。

それから御質問の5番、決算書69ページ、財政調整基金の活用についてでございますが、各種基金の設置目的につきましては、決算書の404ページをごらんいただきますと、そこに一覧が載っております。

404ページでございます。基金の一覧でございます。

そのうち財政調整基金につきましては、地方財政法第7条の規定により前年度の剰余金2分の1以上を積み立てなければならないとされておまして、積み立ては剰余金と利子を積み立てておまして、28年度末で現在高は16億22万5,000円ということになっております。

この基金の目的といたしましては、そこに書いてあるとおり、災害復旧、地方債の繰り上げ償還、その他財源不足を生じたときの資金として積み立てを行っておるところでございます。今後給食センター、あるいは役場・庁舎の建てかえなど公共施設の老朽化対策、防災対策、教育環境整備等を考えますと、16億で十分かと言われるとその判断なかなか難しいところがございます。基金があればあったほうが良いというふうに財政担当としては考えております。

それから御質問の6番目、都市計画税の関係でございます。これも活用の関係でございますが、都市計画事業基金につきましては、平成9年度に設置しまして、都市計画税を積み立てたものでございまして、その用途につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う区画整理事業に限定されております。

現在まで都市公園、区画整理などに充当するために取り崩しを行ってまいりましたが、平成15年度に税の課税を保留したことにより、現在ではほとんど利子分の積み立てが主なものとなっております。でございます。

今後、基金の活用につきましては、基金の目的に沿ってどのような事業ができるのか、関係課と協議しながら、その活用を検討していくということになるということでございます。

ます。

それから御質問の7番目、決算書と落札額の違いがあったということをまず説明させていただきます。

決算書の備考欄の決算額につきましては、これは細節という一番細かい予算科目でございますが、その中でさらに支出が分かれておりまして、そのために入札額と決算額と一致していないというところでございます。

まず1番目、決算書65ページの町マイクロバス運転業務委託料につきましては、決算額100万2,780円に対し落札額36万2,880円ということで、その差があるということでございますが、入札・応札額を1年分の基本額で入札しております。その仕様書には、別途利用回数割加算額、時間外運行加算額、宿泊を伴う運行の加算額を設けておりまして、その利用実績において支払うということになっておりますので、その分が加算されたということになっております。

続きまして、決算書145ページ、ダイオキシン類等測定業務委託料につきましては、決算額49万4,640円に対し落札額が41万9,040円ということで、この差は何かということで、篠島の最終処分場の原水を測定したため、7万5,600円を別途この科目の中で支出しておるといってございます。

それから3番目、決算書173ページ、橋梁点検調査業務委託料につきましては、決算額787万7,701円に対し入札の落札が324万円ということで、この差は何かということでございますが、この科目の中で、別途、随意契約で公益社団法人愛知県都市整備協会による道路橋梁の定期点検支援事業に463万7,701円を別途支出しておるといってございます。

それから4つ目、学校給食につきましては、これは決算書と同額ということでございます。

その差につきましては、以上、御説明したとおりでございますが、予定価格の設定が正しかったのか、あるいは最低制限価格はこれでいいのかという御指摘だとは思いますが、この入札によりまして、契約した後に契約書、それから仕様書によりまして、適正に履行されておるかどうかということを確認しまして、いずれも適正に履行されておったという、合格であったということで、この場合、安かろう悪かろうということには当たらないというふうに考えております。

その予定価格と最低制限価格の決め方につきましては、内部のルールに基づいて実施

しておるものでございまして、今のところそれによる大きな弊害はないというふうを考えておるところでございます。

それから御質問 8、決算書47ページ、検査財政課所管分だけでございますが、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の収入未済額35万5,240円でございますが、これにつきましては、平成19年度から26年9月まで、普通財産である、先ほども御質問がございましたが、旧片名保育所をハーブの栽培業者に貸し付けておりまして、当初は問題なく完納されておったわけでございますが、24年度ごろから未納となりまして、一部納付があったものの、現在までこれだけの額が未納となっておりますということで、納付書を送付したり、電話やメールで再三、支払っていただくように御交渉しておるわけですが、まだ納付されていないということで、御本人は支払う意思はあると申しておりますので、今後も払っていただくよう交渉していくというふうに考えております。

それから御質問の9番目でございますが、49ページの中学校図書購入基金の利子の活用でございますが、この基金につきましては、南知多町立中学校の図書購入資金としまして昭和54年に設置した基金でございますが、基金の金額は5,000万ということで条例上規定されております。

この基金の位置づけは果実型運用基金ということで、運用により発生した利子を積み立てはせずその年度で財源として活用していくということでございます。28年度の運用益における利息といたしましては、定期預金で預けたものが2件の利息で4万円ということで、基金の目的にのっとりまして、中学校の図書購入経費に充当させていただいたというものでございます。

検査財政課所管については以上でございます。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

質問番号2、決算書404ページ、師崎港駐車場事業基金について、基金を一般会計の財源として利用できないかについて答弁させていただきます。

師崎港駐車場事業特別会計は、師崎港駐車場の維持管理及び運営を目的とした会計でありまして、独立採算制をとった事業会計であります。

議員のおっしゃるとおり、南知多町師崎港駐車場事業基金条例第6条の規定において、

基金は師崎港駐車場事業の費用の財源に充てるときに限りこれを処分することができる
とありますので、一般会計の財源としては利用できません。

基金の今後の使途につきましては、平成30年度以降に大規模改修工事を予定していま
すので、一般財源化できる条例改正等は考えておりません。

続きまして、質問番号15、決算書175ページ、都市計画審議会委員の町議会議員への
報酬について、議員何名に対し幾ら支出しているかについて答弁させていただきます。

平成28年度に都市計画審議会を1回開催しております。平成28年度の都市計画審議会
委員13名のうち11名が出席され、そのうち6名の議員に対し日当6,300円、計3万7,800
円を支出しました。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

それでは、総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

まず1点目、決算書でいきますと69ページ、自治会経費の交際費、町長交際費につい
てのお尋ねでございます。

こちらにつきましては4点お尋ねでございますが、まず最初に、町長交際費についま
しては、町長が町政の円滑な運営を図るために町を代表して行う個人または代表との交
際に要する経費につきまして、平成25年4月に施行しておりますが、南知多町長交際費
の支出基準及び公表基準に関する要綱、こちらのほうに基づいて支出をしております。

それで、まず1点目の区の総会に対します祝儀につきましてであります。こちらにつ
きまして、各区ごとで額が違うのはどうしてかということだと思っておりますが、まずこ
ちらの区に祝儀を出しておりますものにつきましては、乾杯用にミカン酒を出してありま
す。こちらにつきましては、南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒で乾杯を推進
する条例、こちらのほうは26年に施行されておまして、その意味もありまして、町か
らはミカン酒を出ささせていただいております。

それで、これは乾杯用で使っていただくということで、篠島につきましては、区長さ
んのほかにも各種団体の役員さん等が御出席をされまして、総勢50名ほどになるん
ですが、そちらの方が御出席をされるということで、1人に1杯、乾杯用のミカン酒が行
き渡るようにということで、ほかの地区に比べてミカン酒の本数が多くなっているのが
要因であります。

2点目につきまして、区長さんには自治振興費のほうで補助金を出しておるので、縮小する考えはということでございますが、自治振興費につきましては、区のほうに各種団体への補助ですとか、事務員さんを雇う賃金、それから電気代等、そういう事務費に対して補助を出しております。

今回、こちらの区の総会等につきましては、総会ということで、それとは別のものということで考えております。先ほどの支出基準の要綱につきまして、総会等につきましては、原則として1万円を限度として支出するというふうなうたっておりますので、こちらに基づき支出を行っております。

それから次に、お見舞いに対しまして1万円の支出があるということでございます。

こちらにつきましても、先ほどの支出基準の中でお見舞いにつきまして、町長が特に必要と認めるもの対しまして、2週間以上の入院療養した場合、原則1万円を限度として支出するという基準があります。この基準に基づいて南知多町として出させていただきます。

それから、交際費3番目の大地の丘の夏祭りにつきまして、本町はこちらの夏祭りの賛助金としては支出はございません。先ほどの支出基準によりますと、賛助金につきましては、原則として3万円を限度として支給できるとしておりますが、本町につきましては、賛助金という形で交際費の支出は、平成25年度の要綱施行以来は支給をしておりませんので、出しておりません。

それから次の御質問で、町の例規集につきまして、こちらの紙ベースでの支給を考えているかというようなことではありますが、こちらにつきましては、決算書でいきますと65ページになります。

決算書の65ページの中に、町例規集データベース更新業務という業務がございます。町の例規集につきましては、この町例規集データベース更新業務の中でシステムの維持管理ですとか、インターネットの公開用データの作成、それから例規集のデータの更新などを委託しています。ここで例規につきましては、データベース化をしてホームページによって閲覧が可能だという体制をとっております。したがって、24年度以降、印刷製本については行っておりません。例規についてはホームページで閲覧が可能となっていることですとか、こうすることによって、年4回データについては更新をいたしております。最新のものを提供しておるということでございますので、紙ベースでの作成については考えておりません。

それから、質問の10番目の告訴手続業務弁護士委託料についてでございます。決算書でいきますと65ページになります。委託料の告訴手続弁護士委託料についてであります。

議員がおっしゃるとおり、本町におきましては、法律相談につきまして顧問弁護士と顧問契約、顧問弁護士の委嘱契約を結んでおります。その委嘱の契約におきましては、民事事件、行政事件、その他一切の法律相談業務について、法律相談ですとか協議を行うこととされております。ここで協議と相談ということを行っておるんですが、そのほかに実際にその訴訟ですとか、そういうものになってきますと、別に報酬を支払うものという契約書になっておりますので、今回、それに基づきまして告訴の手続を行っておりますので、顧問弁護士の報酬とは重複しておりません。

それから、質問の番号で言いますと14番であります。決算書でいきますと67ページになるかと思いますが、職員の福利厚生費の中に産業医の報酬というのがございます。こちらのことでありますが、まず1点目で、産業医の役場内の巡回は何回行っているかということでございます。

こちらは南知多町の職員安全衛生管理規程というものがございまして、そちらにおきましては、原則として月1回作業場等を巡視するという旨の規定があるんでございますが、現在は十分にできておりません状態であります。

それから産業医の安全衛生委員会への出席回数とはということですが、28年度町の安全衛生委員会につきましては、9月26日と3月14日の2回開催をいたしまして、いずれも産業医には出席していただきました。

それから100時間以上の時間外勤務者につきまして面接を行っているかということですが、平成28年度におきまして、月100時間以上の時間外勤務を行った職員は3名ございました。ただ、いずれの方からも産業医の面接指導の申し出はございませんでしたので、面接については28年度は行っておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（石黒廣輝君）

内田議員からの御質問に対しまして、税務課所管分について答弁させていただきます。

まず質問の8、決算書7ページ、1款町税のうち不納欠損額、収入未済額の件数、内容及び取り扱い等でございますが、先日の懇談会におきましては、2税目あわせて答えさせていただいた部分もございまして、重複する部分もございまして、改めて答弁を

させていただきます。

まず1款町税のうち不納欠損額につきましては、町民税345万1,099円でございますが、45件、固定資産税963万5,011円、39件、軽自動車税61万9,400円、21件、都市計画税29万3,689円で2件でございます。その主な内容としましては、行方不明、あるいは死亡、生活保護・競売終了や無財産、財産がないために滞納処分ができない事例等の理由でございます。

続きまして、収入未済額の今後の取り扱いにつきましては、この収入未済額については次年度へ繰り越し、会計上では現年課税分と区分いたしまして、翌年度以降も引き続き納付交渉、納税の依頼を行っていくこととなります。

続きまして、質問の13、決算書93ページ、1目税務総務費中の税務一般管理費の19節、知多地方税滞納整理機構負担金におきましての今後の機構への考え方は、脱退についてお答えをさせていただきます。

平成18年から平成22年度までの県におきまして、増加の一途でございました個人県民税、これに対しまして、県と市町の連携により滞納整理機構が発足しました。平成23年度から滞納状況が減少に転じました。そういった成果が本町におきましても同様に町税の滞納状況が減少傾向となっております。また、滞納整理機構へ派遣される職員におきましても、県職員のチームリーダーの指導、監督のもと、滞納整理の実務による徴収技術の向上に結びついているものと考えております。

また、昨年度、県内の他のブロックも含めまして、構成市町村から愛知県に対しまして強い継続の要望がございました。改めて本年度29年度から3年間、再延長がされているところであります。したがって、ここで南知多町、本町のみが脱退をすることについては考えておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

それでは、企画課所管分について答弁をさせていただきます。

決算書77ページ、8目企画費、19節負担金、補助及び交付金の中のリニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金についてお答えさせていただきます。

リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会は、昭和53年に設立され、愛知県、市町村、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会で構成され、国等への要望活動、建設

促進に関する広報啓発を行っております。また、リニア沿線の東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良、大阪の9つの都府県でも同様の同盟会が設立されており、国等に対して同盟会を通じて要望活動を行っています。

議員のおっしゃるとおり、計画当初からさまざまな課題や問題はあったかとは思いますが、こうした活動を通じて愛知県、市町村が一致団結をしてリニアを最大限に生かすべく交通ネットワークの充実強化などを目指すものであり、引き続き同会への加盟を続けていくものと考えております。

続きまして、決算書79ページ、8目企画費、19節負担金、補助及び交付金の空港を核とした知多地域振興協議会負担金についてお答えさせていただきます。

中部国際空港を核とした知多地域振興協議会は、前進である中部国際空港知多地区連絡協議会を発展的に解散し、平成27年度に設立されました。現在では、愛知県航空対策課、知多半島の5市5町、中部国際空港株式会社及び知多経済会議で構成されています。

この協議会はIR法を推進していくための協議会ではなく、空港及び税関の見学会、セントレア親子サマースクールをはじめとする空港を核とした地域振興に資する調査・研究及び地域の活性化に資する事業、日本貿易振興機構を通じた地域振興の調査・研究、空港周辺環境に関する調査が主な活動内容であり、今後も引き続き継続して負担をしていくものと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

総務課所管分ですが、先ほどの答弁の中で1点、お答えし忘れておるものがありましたので、申しわけありませんでしたが、答弁をさせていただきます。

先ほどの産業医の報酬の質問の中で、勤務時間の管理についてタイムカードを導入しているかというところにつきましてお答えしておりませんでした。申しわけありませんでした。

本町におきましては、タイムカードによる勤務管理は行っておりません。時間外の勤務の管理につきましては、時間外命令簿によって行っております。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

再質疑をさせていただきます。

今お答えの産業医報酬・産業医面接指導報償についてですが、具体的に例えば28年度は3名、100時間以上がいたということをおっしゃっておりますが、どのようにしてこの100時間以上は測定されておるのでしょうか。それで、その方々がもういいですよということを、どのようにして南知多町の町長さんは、もしくは当局は対応していたのかという、これが1点。

それから、安かろう悪かろうと、そういうお話がございました。委託入札、物品入札のことです。安かろう悪かろうじゃなかったと、これは南知多町において言えることでありまして、業務者の立場に立ってみますと、最低制限価格が設定されていないということは、いわゆる長時間労働や、そして低賃金と、そういうふうな押しつけが、その業者がやっているのではないかと、そういうことが予想されるんじゃないですか。そのことについては、町当局はどうお考えでしょうか。

3点目、南知多町例規集の紙媒体の問題でございますが、もう既に武豊町と美浜町はファイリング形式でそれぞれ持っております。だから、ホームページも非常に便利なものでございますけど、やはりファイリングで一目でざっと見えるというのは非常に便利なんです。県も以前はホームページでしかやらなかったんですが、最近は結局、紙媒体を復活させているんですね。それを私も買っているんですけど、そのことでもう一度お聞きします。紙媒体はごく一部、例えば各課だとか、議員だとか、そういうところの少ない数でもやっぱり必要ではないでしょうか。

この3点、再度お聞きしたいです。

○議長(藤井満久君)

総務課長。

○総務課長(山下雅弘君)

それでは、総務課所管分につきまして答弁させていただきます。

100時間を超える時間外について、3名、どのように把握しているかというところでございます。

この3名につきましては、昨年度選挙がございましたので、選挙事務に従事しておる

総務課の職員でございまして、そちらのほうの時間外につきましては、時間外勤務命令簿、それから宿直室の前に本庁時間外の入退庁者の記載簿というのがございます。こちらに記載することによって何時に帰ったか、あと祝日には何時に入庁したかということが管理できるものであります。

この3名につきましては、総務課でございましたので、直接御本人に確認して面談のほうは希望されないということでもございました。

あと、例規集の紙ベースにつきましてはというところでもございますが、例規集を紙ベースでの製本、印刷につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、経費的などころがございまして、現在のところは予定はございません。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

再質問ということで4件の入札において、落札率が余りにも低いということで、企業側に長時間労働を強いているのではないかという御指摘でございますが、企業側の労働時間等につきましては、今のところ把握はしておりません。ということで、こちらの考え方にはなるんですが、あくまでも落札率が低いというのは、その仕事をとりたいたいという企業努力によるものというふうに考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
きまして提案理由の説明をいたします。

平成28年度末の国民健康保険の加入者は7,044人で、その加入割合は、町の人口の
37.9%に当たります。

平成28年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は31万4,128円で、
前年度に比較いたしまして8,720円、2.7%減少いたしました。また、1件当たりの費用
額は2万4,942円で、前年度に比較いたしまして898円、3.5%減少をいたしました。

平成28年度の歳入決算額は33億9,238万1,000円で、前年度に比較いたしまして1億
2,748万3,000円、3.6%の減額となりました。また、歳出決算額は33億1,872万8,000円
で、前年度に比較いたしまして1億4,364万8,000円、4.1%の減額となり、歳入歳出差
引額は7,365万3,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規
定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どう
ぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に
付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に
付託することに決定しました。

日程第7 認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度でございます。広域連合は保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当いたしております。本町の平成28年度末の被保険者数は3,557人で、町の人口に占める割合は19.2%であります。

歳入の主なものは保険料1億7,236万2,000円、歳出の主なものは広域連合納付金2億3,895万1,000円であります。平成28年度の歳入決算額は2億4,442万2,000円、歳出決算額は2億4,241万3,000円となりました。歳入歳出差引額は200万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第8、認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成28年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

平成28年度末の第1号被保険者数は6,557人で、要介護・要支援認定者数は983人であります。また、平成29年3月利用分の居宅介護（支援）サービス受給者数は561人、地域密着型（支援）サービス受給者数は162人、施設介護サービス受給者数は211人となっており、その年間保険給付費は16億1,388万円となりました。

その結果、平成28年度の歳入決算額は19億3,253万2,000円で、前年度に比較いたしまして4,161万2,000円、2.2%の増額となりました。また、歳出決算額は18億806万7,000円で、前年度に比較いたしまして2,037万6,000円、1.1%の増額となりました。歳入歳出差引額は1億2,446万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

**日程第9 認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（藤井満久君）

日程第9、認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

平成28年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。その結果、平成28年度の歳入決算額は8,824万2,000円で、前年度に比較し318万9,000円、3.5%の減額となりました。また、歳出決算額は7,737万5,000円で、前年度に比較し520万2,000円、6.3%の減額となりました。歳入歳出差引額は1,086万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第10 認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（藤井満久君）

日程第10、認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

平成28年度は円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。その結果、平成28年度の歳入決算額は1億918万8,000円で、前年度に比較し318万円、3.0%の増額となりました。また、歳出決算額は9,470万3,000円で、前年度に比較し106万3,000円、1.1%の増額となりました。歳入歳出差引額は1,448万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第11、認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成28年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設設備の維持管理などに取り組み、施設の耐震化も図りました。

平成28年度末の給水戸数は8,441戸、給水人口は1万8,815人であります。また、年間総給水量は前年度比2.9%減の338万9,000立方メートルとなっています。その年間総有収水量は299万8,000立方メートルで、有収率は前年度より0.37ポイント上がり、88.44%となりました。その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億4,895万6,000円に対しまして、支出7億4,765万円となり、差し引き130万6,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入は9,033万8,000円に対しまして、支出は5億19万6,000円となり、その不足額4億985万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金

の平成28年度末残高は6億7,035万3,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川真木夫君）

議案第41号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,098万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。まず歳出から説明いたしますので、10ページ、11

ページをごらんください。

3. 歳出であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目介護保険費5,000円の増額補正であります。平成28年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算に伴います介護保険特別会計への繰出金であります。

10 款教育費、4 項社会教育費、3 目文化財保護費244万7,000円の増額補正であります。これは尾州廻船主内田佐七家が国の重要文化財に指定されたことに伴い、その記念式典と特別展示を開催するための経費でございます。

5 項保健体育費、3 目体育施設費76万7,000円の増額補正であります。これは総合体育館の西の面、天井部に設置してあります遮光ブラインドを取りかえるための経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入の説明をいたします。

8 ページ、9 ページをごらんください。

2. 歳入であります。

17 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金4,031万8,000円の減額補正であります。これは今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

2 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金762万9,000円、2 目後期高齢者医療特別会計繰入金122万9,000円及び3 目介護保険特別会計繰入金3,467万5,000円は、それぞれの特別会計の平成28年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金であります。

19 款諸収入、4 項雑入、2 目過年度収入4,000円の増額補正であります。これは平成28年度介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金及び県費負担金の精算に伴う国及び県からの追加交付金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第41号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第42号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,762万9,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

下段の3.歳出、10款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は762万9,000円の増額補正であります。これは平成28年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、歳入超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。同じページの上段をごらんください。

2.歳入、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は762万9,000円の増額補正でございます。これは前年度の繰越金で歳出補正予算の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第43号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,590万8,000円とするものでございます。

補正をお願いいたします内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

8ページ、9ページの中段をごらんください。

3. 歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は77万9,000円の増額補正でございます。これは平成28年度に賦課した保険料につ

きまして、本年4月3日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するもの
でございます。

次に、下段の3款諸支出金、2項繰入金、一般会計繰入金は122万9,000円の増額補正
でございます。これは平成28年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受け入れ超
過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入についての説明を申し上げます。同じページの上段の表をごらんください。

2. 歳入、3款繰越金、1項1目繰越金は200万8,000円の増額補正であります。これ
は前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合納
付金及び一般会計繰入金の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に
付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号の件については、文教厚生委員会に付託
することに決定しました。

ここで皆様にお伝えします。

終了時刻が12時を過ぎると思われませんが、このまま進めたいと思っておりますので、お伝え
しておきます。

日程第15 議案第44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の
件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第44号 平成29年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,938万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,338万5,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

3. 歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、4,388万2,000円の増額補正でございます。これは平成28年度の介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、5,082万8,000円の増額補正でございます。これは平成28年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国県支出金等を精算したことによる償還金でございます。

次に6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、3,467万5,000円の増額補正であります。これは平成28年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

2. 歳入、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、491万5,000円の増額補正でございます。これは平成28年度の保険給付費の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の追加分でございます。

2段目の6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目介護保険料軽減分繰入金につきましては、5,000円の増額補正でございます。これは平成28年度の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う国県負担金の追加交付でございます。

次に7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、平成28年度の介護保険特別会計の決算剰余金1億2,446万5,000円を計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第16、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

石黒議員。

○12番（石黒充明君）

請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願。

請願趣旨。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育問題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できな

いなどの課題にも直面しています。昨年度、文部科学省は10年間で2万9,760人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,060人の定数改善を盛り込みました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものでした。さらに、政府予算においては、「通級による指導」や「外国人児童生徒等教育」にかかわる教員として473人が基礎定数化されたことは、安定的な教員の配置などの観点から評価できるが、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのため395人の加配措置にとどまるとともに、教職員定数全体を子どもの自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。少人数学級は、保護者・県民からも、一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担金制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財政大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請願事項1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第17 発議第45号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書

○議長（藤井満久君）

日程第17、発議第45号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

それでは、意見書を朗読させていただきます。

1枚めくっていただきますと意見書が載っておりますので、よろしく願いいたします。

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、活力と魅力ある地域づくりを推進するために必要不可欠である。

しかしながら、南知多町では、国道247号をはじめとして、県道等の未整備道路が多く残されており、安全で安心な生活を確保するため、住民の生活に密着した道路の整備をより一層促進することが、地域住民の切実な願いである。

よって、国においては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、下記事項について措置を講じるよう強く要望する。

記1．地方創生の実現に向け、地域における道路整備促進のための必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。

2．道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月6日、愛知県知多郡南知多町議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

以上、同僚議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

この意見書に対して、条件つき賛成の立場から意見を述べたいと思います。

この第2項にある道路財特法というのを正確に言いますと、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、これが平成20年5月13日に施行されております。

これはもともと高規格道路とって、いわゆる高速道路をつくるためには、国の3分の2の補助率を10分の7にすると。そしてまた自動車道路、南知多道路ですね。いろいろなさまざまな知多半島の道路があると思いますが、その道路をつくるためにも、10分の5を10分の5.5とすると。それがもともとの、いわゆるゼネコンを中心とした道路をつくるための予算を国が多く確保すると、そういう予算でもともと平成20年5月13日から始まりました。しかしながら、ここの予算の中にはさまざまな地方の道路に対しての補助も入っております。

そのために、きのう南知多町において、この道路特定財源に係る法律でどれだけの有益性を生んでいるかということを確認しました。

そうしたならば、28年度においては、橋梁点検設計で4件、橋梁修正で4つの橋を直すことの工事で4橋、それから道路の整備で1件したと。全体では5,310万円のお金がかかったけれど、本来ならば10分の5の補助率なので2,655万円だけど、10分の5.5という補助率になって2,655万円が2,920万5,000円の補助率になったと。なので、265万5,000円ふえたそうであります。

これはやはり地方の道路についても、この補助率を利用することによって、確かにあめとむちのことがありますけれど、いわゆるこの道路特定財源を大いにまた延長することによって、南知多町及びこの地方のいわゆる耐震工事だとか、さまざま橋の工事なんか大いに役に立つことができるものであらうと考えます。そのためにこの意見書に賛成したいと思います。以上。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第45号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 12時13分 〕